

## 令和6年度みやぎ食の安全安心消費者モニター研修会 開催結果

1	テーマ	「残留農薬について～農薬の安全性を確保するための食品安全委員会の役割～」
2	主催	宮城県
3	日時	令和6年7月25日（木）13時30分から15時30分まで
4	場所	宮城県行政庁舎2階講堂、後日録画配信（YouTube）
5	参加者	みやぎ食の安全安心消費者モニター 会場受講 41名、動画視聴 59名
6	内容	（1）講演：「残留農薬の安全性の評価について、関係省庁と連携した食品の安全性の確保」 講師：内閣府 食品安全委員会 委員長代理 浅野 哲 氏 （2）質疑応答

### 【主な質疑応答の内容】

#### 【質問1】

農薬について、生産現場では様々な不安や危険性を感じる。食品安全委員会において、予防原則をどのように扱っているのか。

#### 【回答1】

食品安全委員会では、個別の化学物質に対して、どのような毒性や特徴があり、どこまで安全であるかといった、健康への影響について評価している。生産現場における予防・対策の話は農水省が管轄となる。

#### 【質問2】

PFASのように、想定されていないものの影響が問題として出てきており、ひとつひとつ丁寧に対応していくことが重要と考える。実際に農作業を行う、あるいは消費者として農作物を消費する者に対して、具体的な話を聞かせていただきたい。

#### 【回答2】

これまでPFASは、その毒性の内容が不明確であり、PFASによって毒性が顕著に表れたという明確な証拠がないことから、特に水の場合は、環境省が漠然と目標値を設定して管理してきた。先般、今までの管理目標値に対して、法的な縛りとなる基準値を作るため、PFASの中の3つのADIに相当するTDI（一生摂取しても大丈夫な量）について、環境省宛てに健康影響評価書を提出した。今後、環境省が評価書を基にして、専門委員の方々を交えて環境中の水の基準を作っていくという状況である。

#### 【質問3】

関係省庁と食品安全委員会との関係性、および食品安全委員会の役割を確認したい。

#### 【回答3】

3月までは厚労省、現在は消費者庁から、使用する作物の理論的な残留基準を我々に報告してもらい、この部分の暴露評価にあたっている。その後実際の残留量等をモニタリングし、再度各関係省庁へフィードバックしている。